

自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を設置して、医薬品等の配置販売業を行っていた申立会社について、原発事故の影響により当該営業所の取引先の中の避難指示等対象区域在住の顧客からの医薬品等の購入が減少したことを考慮して、平成23年3月から平成26年2月まで（原発事故の影響割合は、平成23年3月から同年8月までが9割、同年9月から平成24年2月までが7割、同年3月から同年8月までが5割、同年9月から平成25年2月までが3割、同年3月から平成26年2月までが1割）の営業損害（逸失利益）の賠償が認められるとともに、顧客先に残置された置き薬に係る損害の賠償が認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記所定の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

ア 営業損害（逸失利益）

自 平成23年3月11日 至 平成26年2月末日

イ 顧客先に残置された置き薬に係る損害

### 2 和解の金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、合計金330万9121円（内訳は次のとおり）の支払義務があることを認める。

（内訳）

ア 営業損害（逸失利益） 金267万8905円

イ 顧客先に残置された置き薬に係る損害 金63万216円

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年3月24日

（仲介委員 野崎 晃）